

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案
新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 〔1〕9 略 10 電波法施行規則第六条第四項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備 一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備 〔1〕8 略 9 無線設備規則第四十九条の二十の二に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備 10 〔略〕 13 〔略〕	一 〔同上〕 〔1〕9 同上 〔新設〕 一 〔同上〕 〔1〕8 同上 〔新設〕 9 〔同上〕 12 〔同上〕